## 岩手県告示第567号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	相处平方口
社会福祉法人つつじ会	奥州市前沢字塔ケ崎 7番	グループホームまえさわ	奥州市前沢古城字北舘21	令和7年7月1日
	地	苑 折居館	番地1	

## 2 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	11年十月日
社会福祉法人つつじ会	奥州市前沢字塔ケ崎7番	グループホームまえさわ	奥州市前沢古城字北舘21	令和7年7月1日
	地	苑 折居館	番地1	